



令和元年6月25日(火) 岐阜県発表資料			
所属名	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	長尾 安博	直通 058-272-1976 FAX 058-278-2680
畜産振興課	畜産指導監	長屋 伸人	直通 058-272-8449 FAX 058-278-2694

豚コレラ発生に係る移動制限区域の解除について

5月25日に、山県市の養豚場で発生した豚コレラについて、発生農場の防疫措置完了後28日が経過することから、国との協議の結果、下記のとおり移動制限区域を解除します。

なお、消毒ポイント2箇所については6月5日に発生した15例目の消毒ポイントとして継続します。

記

1. 移動制限区域の解除日時

令和元年6月26日(水) 午前0時

2. 消毒ポイント

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



継続する消毒ポイント（2箇所） ※15例目の消毒ポイントとして継続

施設名	住所	場所	消毒方法	消毒対象
山県市役所	山県市高木 1000-1	①	動力噴霧器	畜産関係車両のみ
伊自良総合運動公園	山県市洞田 127-67	②		

※豚コレラまん延防止のため自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、移動制限区域解除後も継続されます。

参考 「豚コレラまん延防止のための自主消毒ポイントの設置について」

URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/CSF-shodoku-pointo-0325.html>